

【埼玉大学から協定校への派遣留学生者対象】

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団 2026年度留学支援事業 募集要項

1. 本事業の目的

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団(以下、「財団」という。)は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、学問の分野において海外で活躍しようとする若者に、海外での勉学の場や自己啓発の機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象となる留学プログラム

2026年5月1日から2027年4月30日までの間に開始される、6か月又は1学期以上の大学間又は部局間協定に基づく語学研修を含まない留学プログラム。

ただし、文系学部および、文理融合型学部の学生においては、協定の内容として以下のいずれかが含まれる留学プログラムに限ります。

- ・在籍大学において単位が認定される旨(後に単位を互換するかは問いません)
- ・留学先大学への授業料を支払う必要がない旨

3. 応募資格

海外の大学へ留学を希望する者で、次の条件を全て満たす者。

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること。
- ② 2026年5月時点において日本国内の大学に所属していること。
※留学中に大学院に進学する場合は応募対象外となります
- ③ 留学開始時点において大学2年生以上の学部生であること。
※大学院に在籍する方はご応募いただけません
- ④ 2026年5月1日時点で35歳以下であること。
- ⑤ 応募時点で日本国籍を有していること。
- ⑥ 学内選考がある留学プログラムへの応募であること。(派遣留学の学内選考合格者であること)
※学内選考結果の通知前(派遣留学2次・3次募集に応募予定の場合も含む)でも申請は可能ですが、学内選考で不合格となった場合、また申請書に記載した第一希望、第二希望の大学以外への留学が決まった場合、奨学金への申請は取消の扱いとなります。
- ⑦ 当財団の奨学金の受給歴がないこと、また過年度の内定資格を保持していないこと。
- ⑧ 支援の対象が1つのプログラムのみであること。
- ⑨ 留学プログラムに語学研修を含んでおらず、また、語学研修目的の留学ではないこと。
※プログラム参加目的が専門分野履修であればセメスター内の語学履修と並行して受講することは問題としない
- ⑩ 名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等(在籍大学含む)から当財団に応募する留学プログラムに関する奨学金を受給していないこと。なお、他団体への併願は認めます。
- ⑪ 在籍する大学での単位システムに換算してセメスターあたり12単位以上に相当する時間の学習計画を立てていること。※現地履修予定の対面授業の単位数が全体の5割以上であること
- ⑫ 帰国後の報告会、留学生ネットワーク等本制度における諸活動に主体的に参画できること。

⑬ 次に掲げる学力基準及び語学力基準に該当すること。

※以下は応募に必要な最低基準であり、選考基準ではございません

学力基準	埼玉大学における成績係数(GPA)が3点満点としたとき 2.5以上であること *係数の算出については、下記参照			
	【係数算出方法】 $\frac{(S \cdot A^+ \cdot Aの単位数 \times 3) + (B^+ \cdot Bの単位数 \times 2) + (C^+ \cdot Cの単位数 \times 1)}{\text{上記成績の総登録単位数}}$ (応募時点で教務システムに成績が反映されているもの) ・D、F、認定科目は計算に含めません ・所属学部・研究科でGPAの対象とならない科目は計算に含めません			
語学力基準	I. 留学先大学での主たる使用言語が英語である場合、 次のいずれかに該当すること *TOEFL MyBest scores の提出は可とします。			
	TOEFL PBT/ITP	500 以上		
	TOEFL iBT	70 以上		
	IELTS	5.5 以上		
	TOEIC/TOEIC IP	820 以上		
	II. 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である場合、 次のいずれかに該当すること			
	中国語	HSK5級 180点以上または6級 150点以上		
	ヨーロッパ言語参照(CEFR)	B1 以上		
	韓国語	TOPIK5級 190点以上		
	III. その他の言語の場合 留学先の使用言語の「語学資格証明書(上記基準と同等程度)」と、その資格証明書に関する「使用言語に関する専門家(語学担当教授、大学での語学講師等)の証明書」を提出することができる者。			
※語学以外の資格は記載しないでください				
※「III. その他の言語の場合」、語学資格証明書のご提出ができない場合には、財団までご連絡ください				
※「III. その他の言語の場合」、上記基準を満たす英語の資格をお持ちの場合は、併せて申請をお願いします				

4. 奨学金

① 支給額

支援内容	留学先国・地域	支給金額
奨学金(月額)	北米、シンガポール、欧州、中近東 ※以下の除国外は除く アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	200,000 円
	アジア(シンガポールを除く)、大洋州、中南米、アフリカ及び上記除国外	150,000 円
留学一時金	アジア地域(シンガポールを含む)	150,000 円
	その他の地域	250,000 円

※留学一時金は、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学にかかる費用にご使用ください

※留学一時金の支給は、初回奨学金と一緒にお振込みいたします

② 支給期間 原則 12か月以内で留学プログラム期間内の現地授業開始日から期末テスト終了日までの期間とします。

ただし留学開始月及び留学終了月の留学日数が 15 日未満になる場合は、当該月の支援金を支給いたしません。

③ 支給方法 支給は 1か月に 1回とし、月末までに翌 1か月分を日本国内金融機関の留学奨学生の指定する口座にお振込みいたします。

5. 年間支援予定人数

約 800 名

6. 募集及び選考期間

【1回目募集】

対象留学プログラム : 2026 年 5 月 1 日(金)~2026 年 11 月 30 日(月)に現地授業開始

学内申請期限 : 2026 年 1 月 21 日(水)正午 12:00 ※締切厳守

一次選考(書類) : 選考結果は 2026 年 3 月中旬にメールにて通知します。

二次選考(面接) : 面接は財団指定日時に兵庫県内にて実施します。

2026年3月下旬

選考結果は2026年4月下旬にメールにて通知します。

※課題審査に変更の可能性あり

※面接方法はコロナ感染状況など種々の事情を勘案して財団が決定します

【2回目募集】

対象留学プログラム : 2026年12月1日(火)～2027年4月30日(金)に現地授業開始
学内募集 : 2026年7月23日(木)正午12:00 ※締切厳守

一次選考(書類) : 選考結果は2026年9月中旬にメールにて通知します。
二次選考(面接) : 面接は財団指定日時に兵庫県内にて実施します。
2026年10月の土曜日・日曜日
選考結果は2026年11月中旬にメールにて通知します。
※課題審査に変更の可能性あり
※面接方法はコロナ感染状況など種々の事情を勘案して財団が決定します

上記の【学内申請期限】までに、全ての申請書類(財団のシステムで入力/アップロードするもの、留学・国際交流課の窓口で提出するものを含む)を提出してください。
財団のシステムにアクセスするため、1回目募集は【1月14日(水)まで】に、2回目募集は【7月16日(木)まで】に事前登録が必要となります。(8.応募方法を参照)

7. 応募における注意事項

- 締切日を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受理しません。
- 記入漏れのないよう作成してください。不備がある場合は審査の対象とならない場合があります。
- 応募時に記載のない大学への変更については、一切認められません。
第2希望の留学先まで申請いただくことを推奨します。
- 財団への提出書類は日本語で作成すること。ただし、指導教員推薦書は除きます。

8. 応募方法

必ず下記のフォームを使用すること。
財団のHPから事前登録を行わないようにしてください！

【事前登録について】

登録期限(第1回募集) : 2026年1月14日(水) 23:59

登録期限(第2回募集) : 2026年7月16日(木) 23:59

申請を希望する学生は、書類を提出する前に、下記のオンラインフォームから登録してください。

<https://forms.office.com/r/1JHyJufstf>
登録の際、下記の書類のアップロードが必要です。

- 語学資格証明証書(留学先での使用言語に関するもの)



事前登録後、1) 留学・国際交流課からの登録完了メール、および2) 財団のシステムからのアカウント通知メールが送付されます。登録後2営業日以内にメールが届かない場合は、留学・国際交流課に問い合わせてください。

1) 2) のメールを受領後、財団のシステム上で申請書類を入力/アップロードしてください。

財団のシステムは1月5日に公開
入力内容については、登録完了後に財団のシステム上で確認してください。
指導教員推薦書のみ、留学・国際交流課の窓口で提出してください。
教員への推薦書作成依頼は、日程に十分な余裕を持って行うこと。

【提出書類】

提出期限

第1回募集：2025年1月21日(水)正午12:00

第2回募集：2025年7月23日(木)正午12:00

⑤のみ留学・国際交流課の窓口へ、その他はシステムにアップロード

①語学資格証明書(留学先の使用言語に関するもの)

②在籍証明書 ※学内の証明書発行機にて入手すること

③学業成績証明書 ※学内の証明書発行機にて入手すること

※編入生の方：編入前の成績証明書も併せてご提出ください

④現在履修中の科目がわかる書類(A4用紙サイズ1枚、大学証明印 不要)

※休学中の場合：休学期間とその理由を記載しご提出ください

⑤指導教員推薦書《厳封》※教員から厳封にて受け取り、開封せずに留学・国際交流課に提出してください。

※HPに所定様式あり ※教員から直接受け取ることが困難な場合は、教員から直接、留学・国際交流課に原本またはデータで提出いただいても構いません。(データの場合は、スキャンしたものをメールで送付)

※《厳封》については、別紙『2026年度募集要項に関する補足事項』に説明あり

⑥使用言語に関する専門家の証明書

※「3.応募資格⑬語学基準」において『その他の言語』に該当する場合のみ提出が必要です

※HPに所定様式あり

⑦ボランティア参加経験のある方：証明書の写し

(証明書の発行は任意ですので、発行できなくとも問題ございません)

9. 報告書

認定期間終了日から4か月以内に、留学報告書及び成績証明書を専用ポータルサイトより提出していただきます。ご提出いただいた報告書については、財団ホームページで公表させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

理由なく報告書の提出がない場合、支給した奨学金の返還を求める場合があります。

10. 選考及び採否結果についての注意事項

① 選考に関するお問い合わせ及び採否結果の理由については一切お答えできません。

② 選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。

③ 選考結果は、学生様にメールにて通知します。

④ 二次選考は一次選考通過者のみ対象に実施します。

(一次選考通過者は1回目募集で約730名、2回目募集で約120名を予定しております)

一次選考結果通知後に、二次選考の指定日時をお知らせします。

指定日時にご参加いただけない場合は、辞退をお願いします。

⑤ 二次選考は対面面接を予定しています。面接会場までの交通費は自己負担となります。

11. 留意事項

(1) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがあります。

- ① 申請内容に虚偽があった場合。
- ② 留学期間中に財団に無断で帰国した場合。
- ③ 指導教員から修学の継続が不適当とされた場合。
- ④ 学業成績が不良の場合。
- ⑤ 留学先において休学・転学する場合。
- ⑥ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。
- ⑦ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合。
- ⑧ 報告書の提出が無い場合。
- ⑨ 留学期間途中で在籍大学を退学した場合。
- ⑩ 選考の内容をSNS等インターネット上に公開していることが発覚した場合。

(2) 選考を通過した時点で、在籍大学事務担当者様と当該学生様に「内定通知書」および「支給予定証明書」をメールにてお送りいたします。

その後、在籍大学事務担当者様に【渡航確定】※をご確認いただいた上で、留学先大学の「受入許可証(ACCEPTANCE LETTER)」の写し・アカデミックカレンダー・「期間確認書」・「奨学金振込口座情報」を財団にご提出いただいた時点をもって正式決定とし、財団より在籍大学事務担当者様と当該学生様に「決定通知書」をメール添付にてお送りいたします。

※渡航確定の定義：①学生様の手元にビザが到着していること②学生様のご出発日をご確認の上、留学先大学へ受入状況を再確認いただき在籍大学事務担当者様が問題ないと判断をした場合

(3) 申請書に記載のない大学への変更については、認められません。

(4) 留学終了後の在籍大学における成績通知及び語学検定等試験結果のご提出をお願いする場合があります。

12. 個人情報の取り扱いについて

ご提出いただいた個人情報につきましては、本事業実施のために利用いたします。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用いたしません。また、目的の終了後適切な時期に廃棄します。

※本件にかかる照会については、すべて留学・国際交流課を通じて行うことになります。
学生から直接財団に照会することはできませんのでご留意ください。

13. お問い合わせについて

《問い合わせ先》

埼玉大学 留学・国際交流課
(全学講義棟1号館 1階 学生センター)
窓口受付時間：平日8:45～16:45
TEL: 048-858-9061
E-mail : outbound@gr.saitama-u.ac.jp

- ◆学生から財団へ直接の問い合わせ(メール・電話)は受付しておりません。
- ◆不明点等は留学・国際交流課を通じて財団に連絡・照会いたします。

2025/201